



貸付ご利用中の方へ

# 繰上償還の手続について

繰上償還とは、給与・ボーナス償還とは別に、借入額の一部（または全額）を償還できる制度です。早めに繰り上げることにより**利息負担が軽減**されます。しかも、公立共済は、繰上償還の**手数料が無料**です。10万円（ボーナス併用償還は20万円）からご利用できますので、資金に余裕ができた際には、ぜひご検討ください！

## 1 繰上償還手続の流れ

### 申出書<sup>(※)</sup>の提出

「繰上償還申出書」を、  
貸付担当へ提出

5月から1月までの毎月10日締切  
(土日祝の場合はその前平日)

### 納付書の送付

貸付担当から所属を通じ、  
納付書を送付

申込締切月の翌月1日  
(土日祝の場合はその翌平日)

### 期限までに納付

納付書により、期限  
までに繰上償還額を納付

申込締切月の翌月14日  
(土日祝の場合は納付書の指定日)

(※)「繰上償還申出書」は、東京支部ホームページからダウンロードできます。

## 2 一部繰上償還の種類

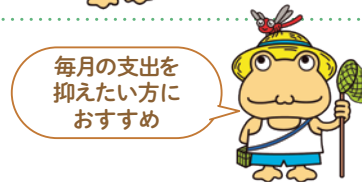
### (1) 期間短縮型 **おすすめ!**

- 繰上償還後の一回当たりの償還額は、繰上償還する前とほぼ同じ金額です。
  - 償還期間が短縮され、償還回数が減ります。
- ➔返済が早く終わり、償還額軽減型よりも利息軽減効果は高くなります。



### (2) 償還額軽減型

- 一回当たりの償還額を減らすことができます。
  - 償還回数の変更はありません。
- ➔毎月の負担を減らすことができ、利息軽減効果もあります。



問合せ先

給付貸付課貸付担当

☎ 03-5320-6823